

元気派市民の会の大河巳渡子です。平成 30 年度の基本的施策に対する質問を行います。丁寧で、わかりやすい答弁をお願いいたします。元気派市民の会は、「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、一方、私達市民は自分たちのまちは自分たちでつくるという、自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組み、持続可能な共生社会を目指しています。

地域で安心して暮らし、住民自治による市政を実現していくためには、市の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」をより一層進め、様々な課題に主体的に取り組むことが、調布のまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」につながっていくものと確信しています。市長の基本的施策では、「市民生活支援を基調としながら、まちの歴史に残る大事業が相次いで結実し、調布のまちの骨格づくりは飛躍的に発展し、将来に向けて大きな成果となったとして、東京 2020 大会を見据え、多摩地域全体の振興につながるよう取り組み、新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりへと進めたい」とのお話もありましたが、市民生活に直接係わる福祉 3 計画の将来像「みんなが自分らしく安心してつながりを持って暮らせるまち暮らし続けるまち」と定めた基本理念など具体的内容には触れられることはありませんでした。

市民にとって魅力あふれる豊かなまちとは、具体的にどんなイメージなのでしょうか。介護の問題、待機児問題、環境問題、貧困問題、非正規雇用問題など含め、直接市民の暮らしに影響のある市民生活の支援に具体的にどう取り組み、まちの将来像にある「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち」につなげ、そのことが市長の言われる新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりとどう重なっていくのかが見えてきません。2019、2020 年の大規模イベントである非日常的なテーマだけが突出していることに、地方自治体の目指すべき道筋が変質していることを危惧するものです。市長は間もなく任期満了を迎えます。2020 年を見据え、更に 30 年代を展望し、次期基本計画の策定や、市のまちづくりに留まらず多摩地域全体の振興につながる取り組みをされるということです。予算案も、暫定予算ではありません。次の任期への意欲も窺える決意表明ともとれるお話でした。そこで、はじめに、**任期最後の予算編成にあたり、どのような姿勢で今議会に臨んだのか、お聞かせください。**

次に、平和についてお聞きします。市長は、非核平和都市宣言と国際交流平和都市宣言の基本理念を両輪として、平和事業等に取り組んできたのは、我が国が世界で唯一の戦争による核被爆国であり、今、享受している平和と繁栄は、かけがえのない尊い犠牲の上に築かれていることを今後も忘れることなく、戦争の惨禍を二度と繰り返さないよう恒久平和の確立に尽くすと話されました。2020 年には国際平和交流都市宣言が 30 周年の節目を迎えます。昨年、世界の若者たちが中心となった国際 NGO「ICAN 核兵器廃絶国際キャンペーン」が、101 の国と地域にある 468 団体と連携し、広島、長崎の被爆者らとともに核兵器の禁止実現に向けた画期的な努力に対し、ノーベル平和賞が授与されたことは、唯一の核被爆国の日本にとっても喜ばしいことでした。長友市長は自らの意思で、平成 22 年 8 月、広島市長を会長とする「平和首長会議」に加盟しました。「平和首長会議」とは世界の都市の連帯を通じて、核兵器のない平和な世界実現を目的として設立された国際的な組織で世界 163 か国、加盟都市 7542 都市、ちなみにサウジアラビアの首都リヤドが加盟、カナダは 105 都市が加盟、ケベック州の首都モントリオール市は 1989 年加盟された理事でリーダー都市です。日本国内加盟都市数は 1717 都市を数えます。市長が加盟都市の一員になる決断をしたことに市民の一人として誇りに思います。さて、世界の都市と連携を図りながら核兵

器廃絶に向け取り組まれると表明されていますが、加盟後すでに 8 年を迎えます。そこで質問です。様々な公務で加盟市の首長の立場で、まだ広島を訪れていないと聞いています。ICAN 事務局長も 1 月に広島を訪問しています。平和の祭典でもあるオリンピック開催地の自治体首長として、加盟された責任においても現職のうちには是非とも調布市民代表として、広島を訪れるべきと認識していますが、如何お考えですか。平和首長会議に加盟している都市との交流が、多文化共生のちいきづくりや市民の国際理解を醸成し、平和施策の推進につながると期待しますが、平和首長会議のメンバーとして、市長は何をし、何を発信していくのかお聞かせください。

次に市長が第一義としている市民の安全という観点から小型航空飛行機墜落事故への考え方について質問致します。東京都は昨年 11 月の住民説明会で住民に対して謝罪されました。市長は飛行場の安全対策と周辺住民の不安解消に最大限取組まれるよう求めて行くとの事でした。そこで質問です。二度とあってはならないことですが、事故の対応も含めた内容について、市が都と結んでいる協定内容を遵守させるため、まず都の空港条例に明記するよう求めるべきと考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。市民の命と財産が奪われるという痛ましい墜落事故について、市長は都に責任があるとお考えでしょうか。その立場で都と向き合っていると認識していますがいかがでしょうか。都営空港の最高責任者である小池知事はいまだ事故現場に来ていません。知事は、住宅地に隣接する調布飛行場の実態を視察し、被害者の声に耳を傾けるべきです。市長は知事に事故現場に足を運ぶよう要請しているのでしょうか。お答えください。

次に、安全・安心の観点と情報の共有と説明責任について質問します。

市はこれまで 11 月 2 日、1 月 31 日と調布市国民保護協議会を開催し、国民保護計画の変更を協議。私は 1 月 31 日、第二回調布市国民保護協議会を一人傍聴しました。冒頭市長から、「日本全体で防衛力に関する議論がある、武力や軍隊、戦争等が忌避する風潮が一部にあるが、自治体としては市民を守る計画を立て備えておきたい。」といった趣旨の発言がありましたが、主な変更は、武力攻撃やテロに備えた内容です。傍聴した際、配布資料 1 と記された調布市国民保護計画変更工程表（案）を見ると表の欄外に「当初実施予定だったパブリックコメントは実施しないものとします」書かれていました。後に担当所管に問い合わせたところ、市としては「国や都の上位計画の文言の修正や 29 年 12 月に閣議決定した国民保護に関する基本方針に該当する変更なのでパブリックコメントは行わない」としたとのことでした。何故行わないことにしたのか不思議に思い、11 月 2 日開催の会議資料を検索した所、調布市国民保護協議会事務局と書かれた計画変更の概要資料と記された資料には、第一回の国民保護協議会に諮り、答申に応じた所要の修正を行い、再度諮問した後に、パブリックコメント、都知事協議を経て公表するという手順が書かれていました。一方議事録には、事前に示していた予定を変更し、パブリックコメントは実施しないと事務局から提案、意見質疑もなく了承されたと記載されていました。そもそも、市長は基本的施策で、地域防災計画の修正のお話しはされましたが、国民保護計画の修正には一言も触れず、市民への説明責任を果たしていませんが、調布市パブリックコメント手続き条例の目的には、市民が意見を提出する機会を保障することや、開かれた市政、行政の説明責任を果たすことや市政運営の透明性の向上等を図ることとあります。他市の事例を見ても三鷹市、小金井市、福生市ではパブリックコメントを行ったうえで変更という手続きを経ています。府中市では、2 月 13 日から 3 月 15 日まで、パブリックコメント手続き中です。この計画変更は、市民意見が分かれる大きな問題であり、市民の声を一度も聞かずに、計画を改正されていいわけがありません。政治家である市長は世論をご存知のはずです。市長は基本的施策の中で参加と協働の前提は市政情報の提供と表現されましたが、初当選された平成 14 年の所信表明では、市民とともに考え、ともに歩む市政実現には市民

との**情報の共有**なくしては、政策目標の達成が困難。市民参加型の市政実現には情報の提供、情報公開、情報開示を大胆、かつ迅速に進めることが肝要と発言されています。市民は、自らのまちが平和や安全をどう捉え、国民保護計画を修正されたのか知る必要があります。そのことを知らされないで、急に新たな訓練が組み込まれ実施されたのでは重大問題です。安全・安心は、市政にとって重要問題ですが、市民として自分たちの安全・安心に関して、意見の表明すらできない状態は更に問題です。国民保護計画の改正についてパブコメをしなかった理由をご説明ください。

次に市政の基本的考え方である「参加と協働のまちづくり」の具体的実践の観点から質問します。様々な地域課題解決に向けた積極的なコミュニティ政策の推進が市民生活を守っていくためには欠かせません。しかし、相変わらず市政経営の基本的な考え方である参加と協働のまちづくりでは、市民参加手続きの運用改善、地域コミュニティの醸成とネットワークの構築として自治会活動等への支援や地区協議会への運営支援と語るだけで、自治会や地区協議会に何を期待し、どう発展させたいか伝わってきません。国は2025年（平成37年）を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を急ぐよう基礎自治体に求めています。市長は、地域包括ケアシステムの構築、あるいは団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年を見据えた対応というだけで、具体的には触れませんでした。改定福祉3計画では、福祉圏域が福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎にし、それらを複数で構成する8つの圏域を設定しています。また、地域で暮らす市民に必要な支援や課題解決等につなげる地域福祉コーディネーターの配置は、段階的配置とのこと。改定前の地域福祉計画には早くから位置づけ、地域別計画に10地域配置を進める計画が、実際には4地域配置にとどまっています。北ノ台まちづくりネットワークでも地域のネットワークづくりにコーディネーターが大きく貢献しています。小学校区を基本に、全世代を含む地域包括ケアシステムを機能させるためには、市民と市民をつなぐ地域福祉コーディネーターを、小学校区域に各1名配置は必須です。市町村が中心となり、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させ地域の支え合い体制づくりを推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」も、参加と協働の視点から進められています。しかし、肝心の事業者は、介護報酬のマイナス改定で、ホームヘルプなど事業の縮小・撤退などを余儀なくされています。そこで質問です。地域包括ケアシステムの構築、あるいは団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年を見据えた対応について参加と協働のまちづくりの視点から具体的にどう取組まれるのでしょうか。2025年問題を見据えた時、基本的施策の中で繰り返し話されたソフト・ハード一体となったまちづくりとは、具体的にはどのような施策として展開されるのでしょうか。地域福祉コーディネーターは、8つの福祉圏域への配置を目指していくとのことですが、いずれは小学校区に一人の配置が必要と考えます。そのために、人材育成や民間からの採用も必要ですが、いかがお考えでしょうか。

行政サービスをどの地域の誰にでも公平に受けられるよう、地域の要になる地域福祉センター機能の複合化を視野に入れ、ハード・ソフト一体となった政策の構築が必要です。その際にハード面からは機能の複合化の検討、ソフト面からは行政と市民を繋ぐコーディネーター役の配置が必要と考えますが、この点についてはどうお考えかお答えください。介護予防・日常生活支援総合事業について、保険者である調布市の権限のもとで独自性を発揮し、事業の対象者である要支援者の自立支援につなげ、事業を担う住民参画は進んだのでしょうか。事業者は、介護報酬のマイナス改定などでホームヘルプやデイサービス事業縮小や撤退する事業者も出ています。事業者の運営状況は十分なのでしょうか。また事業者を育成する観点も重要であり、そのための対策はあるのでしょうか？

さて、市長は、重点施策の中で、「新生・調布市のシンボルとなる都市空間として、これまで培われてきた調布らしさや市民の思いを大切にしながら、交通結節機能を向上させ段階的に整備を進め、地下自転車駐輪場整備は着実に推進したい」とのことですが、昨年の所信表明では、市民に親しまれ、愛される広場となるよう市民とまちづくりの方向を共有し、段階的に整備を進めたいと話されていました。市長の言う新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりを具現化させる象徴的な場所。市民にとって憩い集い、様々なイベントを通じて交流し自治を育ててきた広場です。その存在が市民の心に刻まれた調布市のアイデンティティとも言えます。

私は、市長に対し、市のシンボル空間である駅前広場の全体像を広く市民と共有し、参加と協働で実現するために自ら行動し、市民理解を求め、合意形成を図る具体的な行動をと、再三求めてきました。結果的には、1月16日開催の調布駅前広場整備に関する説明会に出席された折には、商工会の早期整備要望もある、行政の責任者として慎重に判断、今後とも市民と広場のあり方を検討したいと発言。その後開催の調布駅前広場の樹木移植等工事に関する説明会には出席されず、23日は樹木の会メンバーの求めに応じ懇談されたようですが、すでに工事は進められ今に至っています。今だ多くの市民から、また議会でも様々な意見があります。駅前広場を市民に愛され親しまれる広場として次世代に伝え、将来像を市民の参加と協働で創り上げ、そして完成後も市民と事業者・行政が参加と協働により運営していくべきです。広場を新生・調布のまちづくりの背骨部分として、ソフト・ハードが一体となったまちづくりを進めていくためには、市長自らが足を運び、参加と協働のまちづくりへの実践が求められています。任期までの時間は長くはありません。そこで質問します。市長がおっしゃった調布らしさや市民の思いを大切にしながら整備を進めて行くためには、市長自身のビジョンを語り広場完成に向けた参画が求められます。具体的に今後市長は残された4か月間の中で広場整備問題に対してどのように行動されるのか、お答えください。

参加と協働のまちづくりの前提である情報の共有について、もう一点質問致します。クリーンセンター移転後の跡地活用について、今後具体的な検討に入るようですが、新しい公民連携のモデルには住民参加は欠かせません。幸い、ごみ焼却施設周辺の地域には地区協議会も設立され、活発に活動しています。参加と協働のまちづくりを推進するには周辺住民への情報の共有化も含め、今後どのように進められるのか、お聞かせください。

次に、持続可能な共生社会を目指した市政経営の推進について質問します。まず予算編成についてお聞きします。平成30年度の歳入歳出総額は過去最高の925億円です。今年度も昨年度と同様に当初予算から公共施設整備基金に一億円余の積立金を計上していますが、建物の老朽化は刻々と進み、学校施設の大規模改修への取組、調布駅周辺の大規模公共施設の更新や市役所整備基金の創設も視野に入れ、考えていく必要があります。そこで質問します。様々な今後の公共施設マネジメント計画の策定に当たって、インフラと公共施設両面からの費用等考慮すれば、中長期的な経費の見込みや将来負担を見据え、計画的な財源確保するとのことのお考えのようですが、繰越額を当てる考え方から、もう一歩踏み出して現状の当初予算計上額を増額する考え方を持つべきではないでしょうか。地方消費税引き上げ分について、昨年度より減収になっていますが、これまでの社会保障水準が低下しないようにするため、今年度の減収に対してどのように財源配分を行ったのでしょうか。

次に女性の活躍推進についてお聞きします。

「まちづくりの基本理念の実現に向けて」では、「男女共同参画社会の形成に向けては人権の尊重と擁護、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や、女性の活躍推進など改訂した第四次男女共同参画推進プランに基づく取組を推進する」とのお話でしたが、昨年述べられた性の多様性やDV防

止への言及がありませんでした。プランには世界経済フォーラム（World Economic Forum）が各国における経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成された男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数2016の掲載があります。日本の順位は144か国中111位、2017年度は過去最低の114位です。改定プランには様々な課題がありますが、主要課題の中でも市長のリーダーシップにより推進が図れると期待されるのが、政策・方針決定過程への女性の参画の推進とモデル事業所づくりでの女性活躍の推進です。市の政策・方針決定過程への女性委員の占める割合はこれまで40%以上を目標に掲げましたが、平成25年度は31.0%、27年度は30.5%と下がっています。市では「人材育成・女性活躍推進担当」を設置されていますが、課長職以上が占める女性の割合が27年度は10.4%で33年度20.0%を目標としています。一方、近隣市の三鷹市では男女平等参画のための三鷹市行動計画2022として位置づけ、昨年3月に改正。背景には30年前に三鷹市女性憲章、10年前に男女平等参画条例、8年前には「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)宣言」などの取組もあり、審議会の女性委員の割合は26年度の実績は36.1%ですが、33年度目標は50.0%としています。市職員の管理職に占める女性の割合は26年が22.7%ですが、34年度目標値は30.0%としています。

そこで質問です。先ほど指摘した性の多様性やDV防止は大きな社会的課題でもあり、各自治体が力を入れている施策ですが、市としてはどのように今年度取組まれるのでしょうか。市民代表の市議会における女性議員の割合は、25年度は市の審議会の女性委員の割合より低い25.0%でしたが、27年度は35.7%と大幅に上がっています。女性活躍に向け、調布市においても市長のリーダーシップで目標達成が可能です。市長に就任して16年目、市長の女性活躍に対する政策の真価が問われます。まちづくりの基本理念でもある男女共同参画社会に向け、積極的な女性登用が必要ですが具体的にどのように推進されるのでしょうか。

最後に調布市の自然環境を次世代に継承していく立場から、調布市の魅力でもある都市農業や都市農地について質問します。都市農地を守っていくためには、農業に適した環境整備は欠かせません。ようやく国が都市農業の重要さを認識し、都市農業振興基本法が施行されました。この機を捉え、調布市として都市農業振興基本計画を策定して、市としての農業、農地に関する基本方針を明確にし、共通認識を持つことが必要です。2022年問題と言われる特定生産緑地制度の問題も含め早急に計画策定に着手すべきと考えます。そこで質問です。市長の農業、農地に対する基本的な考え方とともに、都市農業振興基本計画の策定に当たっては、農業従事者や公募市民も入れ、意見を反映させていくこと、また、計画により農業の担い手育成、農業体験環境の整備、土地利用などの具体的な施策を展開していくべきと考えますが、それぞれについてお答えください。以上で質問を終わります。丁寧かつ、わかりやすい答弁を重ねてお願いいたします。

—市長答弁—

ただいま、元気派市民の会の大河巳渡子議員から多岐に渡り、御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

はじめに、平成30年度予算編成についてであります。

調布市は、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承し、基本構想・基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めています。その中で、平成27年度からの修正基本計画では、4つの重点プロジェクトを基軸に、横断的連携による施策の推進と調布のまちの魅力発信の2つのアクションの有機的な連動により、施策・事業の着実な推進に取り組んでいるところです。

とりわけ、福祉・子ども分野においては、子ども・子育て支援新制度に基づく取組や、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、2025年を見据えた高齢者を取り巻く生活支援体制の整備など、

市民生活に大きな影響を及ぼす制度改正に伴う新たな課題に対し、市としても重要課題として計画に位置付け、適切な対応を図っているところであります。平成30年度の所信におきましても、引き続き、市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした取組を継続するとともに、新生・調布のまちの骨格づくりを着実に前進させ、ソフト・ハードが一体となった魅力あふれる豊かなまちづくりを進めていくことを申し述べました。基本計画の最終年次として、計画に位置付けた各施策・事業の目標達成に向けて、着実に取組を推進し、まちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向けた歩みを更に前進させて参ります。そのための平成30年度予算案について、本定例会に提出させていただいたところであり、まずは議会の皆様に丁寧に御説明申しあげ、お認めいただくことに専心して参りたいと考えております

次に、**平和への取組**についてお答えいたします。

平和首長会議は4年に一度、被爆地である広島市または長崎市で8月上旬に総会が開催され、核廃絶に向けたメッセージを発信しております。昨年8月に長崎市で開催された平和首長会議には、参加できませんでしたが、関連行事である長崎平和祈念式典及び広島平和記念式典には、調布市として平和を祈念するメッセージをお送りしたところです。

2020年はオリンピック・パラリンピック開催の年であると同時に、調布市国際交流平和都市宣言30周年の節目となる年です。

オリンピックは世界平和を目的としたスポーツの祭典でもあり、国際交流平和都市宣言でも、言葉や文化の違いを超えて、互いに尊重し合い平和を希求する精神が謳われております。

国際理解の視点から、平和の尊さを考える機会を様々な取組を通じて創出して参りたいと考えております。今後とも、平和首長会議の活動情報を広く市民に周知するなど、被爆地を訪れる機会のない市民にも、核兵器がもたらす悲劇はもちろんのこと、平和の尊さを訴えてまいります。

次に、**調布飛行場における小型航空機墜落事故への対応**についてであります。調布飛行場は、東京都が管理する都営空港であり、東京都には空港設置管理者としての役割と責任があるものと認識しております。平成27年7月の小型航空機墜落事故への対応については、事故直後の3市長連名による都への緊急要請に沿って、東京都と地元3市による協議を継続しております。東京都は、昨年11月に開催した住民説明会において、国の運輸安全委員会の事故調査報告書の内容を踏まえ、改善、強化した取組を含め、現時点での都の考えや対応策を示しました。併せて、住民説明会では、事故機関係者への聴き取り調査を追加で実施した結果、遊覧飛行などが疑われる不適切な飛行が散見されたことを説明し、当時の調布飛行場の管理体制が十分ではなかったことについて率直に言及があったところです。調布飛行場の運用に関しては、平成9年に調布市と東京都で締結した協定・覚書において、飛行場の受け入れ条件として掲げた27項目や具体的な運用制限について、東京都が誠意をもって履行することが規定されています。その中で、調布飛行場では認められていない遊覧飛行の実態が明らかになったことに関しては、誠に遺憾であります。今後、地元市と東京都との協定・覚書の遵守について、より一層厳格な対応を都に求めて参ります。

次に、都営空港条例についてですが、同条例は、東京都が管理する都営空港共通のルールを規定しているものです。そのため、都は同条例において、調布飛行場の管理運営に関する個別の協定等の内容を規定することは難しいとの見解ですが、協定・覚書の内容については、都の独自のルールとして調布飛行場運営要綱などに盛り込まれています。また、平成9年の協定・覚書の締結以降、三宅島航空路線の開設や計器飛行方式の一部導入など、これまで東京都から重要な協議があった際は、市と東京都において、確認書を取り交わし、その内容を都は、飛行場運営要綱等に反映してきました。これらの対応により、都の取組を着実に実行に移し、調布飛行場の運用制限の一層の強化

を図ってきた経過があります。こうしたことも含め、今後の都の取組の実効性確保に向け、引き続き、都との協議に対応していきたいと考えております。こうした地元市と都との協議状況については、本年2月の知事と市町村長との意見交換の場において、私からも直接知事に意見を申し述べたところであり、引き続き、都との協議において、被害者救済制度の構築をはじめ、飛行場の安全対策、厳格な管理運営など、周辺住民の不安解消に向けて、最大限取り組むことを求めて参ります。

次に、**国民保護計画の改正について**お答えいたします。

市では、国の国民保護に関する基本指針及び東京都の国民保護計画を踏まえ、平成19年3月に調布市国民保護計画を策定しました。その後の社会情勢の変化や、国の指針の変更、東京都国民保護計画の変更等を受け、現在、同計画の時点修正を行っています。今年度、既に2回の調布市国民保護協議会を開催して案を取りまとめたところであり、東京都との協議を経て、今年度中に時点修正した計画を公表する予定となっています。今回の修正内容は、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）や全国瞬時警報システム（ジェイアラート）など、平成19年以降に整備されたシステムやSNS等の新たな情報発信技術の活用、調布市における組織改正や人口等統計数値の更新、国の指針で新たに示された内容などを反映したものです。これらの修正内容は、適切な国民保護計画の運用上、国の基本方針や上位計画である東京都国民保護計画の変更に準じて、必要な変更を行ったものであります。そのため、市のパブリック・コメント手続条例の規定に基づき、適用除外としたものであります。安全・安心の観点から、市が市民や関係機関と情報共有するとともに、市民が適切な行動の理解を深めることが重要であると認識しております。今後、国民保護計画を有効に推進していくため、市として対策を進めるとともに、市民一人ひとりに求められる備えや行動などについて、引き続き周知・啓発を図って参ります。

次に、**全世代を対象とした地域包括ケアシステムについて**お答えします。

市では、福祉3計画の改定に当たって、「様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制」を共通の基本理念の一つとして掲げ、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉施策の展開について検討を重ねて参りました。「2025年問題」をはじめ、将来的に予想される福祉課題への対応や地域共生社会の実現に向けては、市民の参加と協働により、共通理念に掲げた「支え合いの地域社会」の形成を目指して参ります。次に、2025年を見据えたソフト・ハード一体となったまちづくりについてです。市は、少子高齢社会の進行等による新たな福祉課題に対応するため、福祉3計画や関連計画に定める施策を着実に実施することなどにより、安心してその人らしい生活が送れるよう地域共生社会の実現を目指して参ります。その中で、第7期高齢者総合計画において、ハード面では「住環境の整備」に努めることとしており、ソフト面においては、「ケアラーへの支援」などを重点施策として掲げ、ソフト・ハード一体となった施策を展開して参ります。次に、地域福祉コーディネーター事業についてです。地域福祉コーディネーターは、福祉関連分野に対する一定の知識や経験のほか、地域や行政機関等との調整能力やコミュニケーション能力などが求められるものと考えており、事業の実施において、必要な人材を確保していくとともに、人材育成を図ることは、重要であると認識しています。このことから、市としては、引き続き事業の実施主体である社会福祉協議会と地域福祉コーディネーターをはじめとした福祉人材の確保や育成について意識を共有し、連携して参ります。

次に、地域福祉センターにおけるハード・ソフトが一体となった取組についてであります。地域における身近な活動拠点として、多様な地域住民に利用されている地域福祉センターは、地域コミュニティの連帯と絆を深め、住民の福祉・文化の向上と豊かな地域社会の形成を図ることを目的として、市内10か所に設置しております。設立当初と比べ施設を取り巻く環境は様変わりしている

ことから、昨今の社会情勢や高齢化に伴う、施設利用者のニーズの変化等を踏まえ、将来の施設の在り方を見据えていく必要があると考えております。そのため、行革プランに「地域福祉センターの在り方検討」を位置付け、利用実態や地域ニーズ、近隣市の類似施設など、広範な視点から施設に求められる機能を調査、分析し、今後の施設の方向性を整理しております。また、市では、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立を目指し、公共施設等総合管理計画で示した基本方針等に基づき、今後の公共施設の総合的かつ計画的な管理に取り組むこととしております。その中で、将来を見据えた個別施設の在り方、方向性の検討においては、総合管理計画で示した、公共施設の最適化に向けた適正な配置と総量の抑制の考え方に基づき、機能の集約・複合化、多機能化や官民連携手法による管理運営について検討し、公共施設マネジメントの取組を推進していく必要があると考えております。

他方、行政と地域を繋ぐコーディネーター役の配置については、地域福祉の分野において、関係機関や地域団体等と連携、協力し、福祉的課題を抱える住民への支援や支え合いの仕組みづくりなどを担う地域福祉コーディネーターを配置し、拡充を図っているところです。さらに、福祉分野に限らず、地域の様々な課題を把握し、その解決に向けた取組を総合的にコーディネートする人材の配置については、現段階では現実的に難しいと考えておりますが、市民と行政を繋ぐ役割を担う人材は重要であると認識しています。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。市では、一昨年の10月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、昨年9月末で、従来の予防給付の「訪問介護」、「通所介護」からの移行が終了しました。現状としては、総合事業へ移行された方のほとんどが、これまで利用してきた国基準のサービスを継続して利用しています。他方、市独自基準の訪問型サービスについては、サービスの担い手である調布市高齢者家事援助ヘルパーの養成研修を実施しており、研修を修了された方が福祉分野で就労されたと同っています。今後は、市独自基準のサービスの普及や住民主体のサービス提供体制の構築を進めることが必要だと考えており、サービスの利用者とサービス提供事業者、ケアマネジャー等と調整を重ねて参ります。事業者については、利用者が希望するサービス提供体制は、現時点では整っているものと認識しておりますが、将来的には、更なる充実を図る必要も見込まれることから、調布市福祉人材育成センターにおける研修の実施や「介護保険サービス事業者調布連絡協議会」への補助を通して、引き続き事業者の育成を支援して参ります。

次に、駅前広場整備に関する今後の取組についてお答えします。調布駅前広場については、地下方式による連続立体交差事業の計画とともに、南北一体の街づくりを進めていくため、10数年にわたり検討会や意見交換会、アンケート調査など様々な市民参加手法を実践しながら協議・検討を進め、その内容を踏まえて、平成26年10月に事業に着手したところです。その後、駅前広場の既存樹木の保全を求める市民の思いを受けとめ、既存樹木をできる限り保全できるよう様々な検討を重ねて参りました。そのうえで、地下駐輪場については、議会の御承認をいただき、一部設計変更を行うこととして、本年1月16日に、今後の調布駅前広場整備の進め方も含め、私から直接、市民の皆様に御説明申し上げる場を設けさせていただいたところであります。

私は、これまで同様、各種イベント利用などにより、賑わいのある調布ならではの空間も継承しつつ、調布駅前広場が多摩地域の玄関口として、鉄道とバス、タクシーなどとの乗り換えの利便性が向上し、交通混雑のない安全で快適な交通結節機能を高めていくとともに、樹木配置や使い勝手の良い特徴ある駅前広場の整備をバランスよく進めていく必要があると考えております。そのため、市民の皆様が集い、親しむことができる駅前広場となるよう、引き続き検討が必要な事項について、適時適切に市民参加を実践しながら取り組んでいく必要があると考えております。

次に、クリーンセンターの跡地活用についてお答えします。クリーンセンター移転後の跡地活用につきましては、地域要望を踏まえながら、行政課題の解決に資する機能について、総合的な観点から検討を継続しております。跡地活用の検討に当たっては、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりの場の確保のほか、多世代交流、地域交流に資する機能を含め、幅広く検討を進めており、民間活力の活用を軸に、今後の公民連携のモデルともなるPPP手法を活用した事業の推進に取り組んでおります。併せて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的な考え方を踏まえ、公共施設の総量抑制に向けた機能見直しや適正配置など、全市的な課題への対応についても検討して参りたいと考えております。こうした市有地の有効活用について、今後、地域との意見交換をより広範に丁寧実施していく中で、方向性を共有しながら取組を進めて参りたいと考えております。

次に、今後の公共施設マネジメントにおける財源確保としての基金の積立についてであります。公共施設マネジメントの推進には、中長期的な財政負担の縮減、平準化や財源確保の視点が不可欠であると認識しています。施設の経年劣化が進行している現状において、公共施設整備基金については、他の特定目的基金と比べて、積立ての優先度は高いと捉えております。そのため、各年度の繰越金を優先的に積み立てているほか、平成29年度当初予算からは、1億円の基金積立金を計上し、平成30年度当初予算においても同様の金額を計上したところです。公共施設整備基金への積立については、こうした取組の継続に努めながら、総合管理計画に基づく公共施設マネジメントに要する中長期的な経費の見込みなどの将来負担を見据えた中で、計画的な財源の確保に向けて、今後も引き続き、検討して参ります。

次に、地方消費税率引上げ分の減収に伴う財源配分についてであります。国の平成30年度税制改正において、地方消費税の都道府県間における清算基準の見直しが示されました。その影響により、市の平成30年度予算の地方消費税交付金は、前年度から大幅な減収が見込まれることとなりました。この減収影響に対処するため、歳入確保・経費縮減の両面からの取組による財源確保とともに、財政調整基金の活用等により、社会保障関係経費の増加や子ども・福祉分野の継続的な課題に対応するなど、社会保障水準の維持・向上を図ったところです。今後も、地方消費税率引上げ分については、年々増加が見込まれる障害者福祉や高齢者福祉などの社会保障関係経費への対応とともに、保育園待機児童対策や制度改正などの財源に活用するなど、社会保障の充実と安定化のため、適切な活用を図って参ります。

次に、性の多様性の尊重やDV防止への取組についてです。市では、平成29年3月に改訂した第4次男女共同参画推進プランにおいて、DV防止に関する取組を引き続き位置付けるとともに、性の多様性の尊重やDV防止を含めた、一人ひとりの価値観や人権を尊重する意識を育む取組を推進するため、各種相談や講座を開催し意識啓発に努めています。今後も市民一人ひとりが自分らしく生活し、公平な市民サービスが引き続き受けられるよう、取り組んで参ります。

次に、男女共同参画社会の実現に向けた市における女性職員の活躍推進についてです。女性職員の活躍推進や働き方改革については、市の重要課題であり、女性職員を含めた全ての職員にとって働きやすい環境を整えるためには、男女職員の双方の自覚が必要であると認識しております。市では、女性職員の登用拡大を図るため、昇任試験制度を見直し、係長職昇任試験における女性職員の受験率向上につなげたほか、女性職員を対象とした研修の充実に取り組んで参りました。その成果として、女性係長職の割合は増加しておりますが、女性管理職の割合は横ばいであることから、本年2月には全職員を対象とした職員満足度調査を実施し、女性職員の昇任等についての意見聴取を行っており、女性の昇任意欲を高めるとともに、男女ともに働きやすい職場となるよう、働き方改革に取り組んでいるところです。平成28年7月には「時間外勤務縮減及び定時退庁推進に関する

方針」を決定し、取組を一層強化するとともに、平成30年度においては、職員満足度調査の分析結果を今後の取組に反映させながら、テレワークの試行実施等、働き方改革の一層の推進に取り組むこととしております。引き続き、女性も含めた、全ての職員が、いきいきと働き、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めることで、市における男女共同参画を推進して参りたいと考えております。

最後に、**農地に対する基本的な考え方**についてお答えします。

都市農地は、農産物の供給のほか、災害時の防災空間、良好な景観の形成、農作業体験・交流の場など、多様な機能を有しています。また、市民意識調査においても、「市内に農地が必要だと思っている市民の割合」は高い割合で推移しており、市にとって貴重な環境であると認識しています。一方で、都市農業を取り巻く環境は、相続に伴う売却による農地の減少や後継者不足等、年々厳しさが増しているものと捉えております。平成27年4月、都市農業の安定的な継続を図り、都市農地の持つ様々な機能の発揮を通して、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市農業振興基本法が成立し、その中で地方公共団体は、都市農業振興のための計画策定に努めることとされています。平成30年度においては、農業経営の強化、担い手の育成、市民が農業に触れ合う機会の確保などの農業振興施策や、多様な機能を持つ都市農地の保全等に向けた施策について、農業従事者や農業関係団体等の意見を伺いながら、基本的な方向を検討し、次期基本計画において位置付ける都市農業の振興に関する施策に反映させて参ります。

以上、元気派市民の会、大河巳渡子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。